

監査総合グループ第8回考査 試 験 問 題

注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答えは、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については3桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 **問題に関する質問には一切応じません。**
- 7 試験時間は2時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は**机の上に置いて使用してください**。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。また、使用が認められていないものを所持していた場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験を無効といたします。**
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 **不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

(答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例)

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと

QRコード	所属補習所・支所		補習生カード番号(9桁)									
	東京		番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4
氏名			0	①	●	①	①	●	①	①	①	①
会計 太郎			1	①	①	①	①	①	●	①	①	①
<注意>			2	●	②	●	②	②	②	●	②	②
補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。			3	③	③	③	③	③	③	③	●	③
			4	④	④	④	●	④	④	④	④	●
※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと。			5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
			6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
			7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
			8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	
			9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	

問題 1 退職給付会計【配点 30 点】

問 1 我が国の退職給付会計の開示に関する以下の設問に答えなさい。

【注記事項】

～(略)～

4. 会計方針に関する事項

～(略)～

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、A 給付算定式基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理の方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員のB 平均残存勤務期間以内の一定の年数C (12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数C (10～12年)による定額法により費用処理しております。

ウ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いたD 簡便法を採用しております。

～(略)～

(E _____)の変更)

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を10年に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

1. 下線部Aに関して、期間定額基準との違いに触れながら、給付算定式基準とは何かを説明しなさい。
2. 下線部Aの給付算定式基準による退職給付見込額の期間帰属方法を採用するとき、給付算定式に従う給付が著しく後加重である場合の処理の内容が「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)で示されている。当該基準で示されている処理の内容を答えなさい。

3. 下線部Bに関して、以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句を答えなさい。

(平均残存勤務期間の算定方法)

- ・平均残存勤務期間は、在籍する従業員が(①)から退職するまでの平均勤務期間であり、原則として、退職率と(②)を加味した年金数理計算上の(③)を用いて算定するが、標準的な退職年齢から(①)現在の平均年齢を(④)して算定することもできる。標準的な退職年齢は、(⑤)年齢、退職給付算定上の終了年齢及び退職者の平均年齢等、実態に即した年齢を用いる。
- ・平均残存勤務期間は原則として(⑥)に算定する。ただし、従業員の退職状況に大きな変化がみられない場合は、(⑦)時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできる。他方、従業員の(⑧)が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の(⑨)を(⑩)た場合には、平均残存勤務期間についても(⑩)の可否を検討しなければならない。

4. 下線部Cに関して、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)によれば、数理計算上の差異又は過去勤務費用の費用処理年数は制度ごとに個別に決定することができるものと考えられるとされている。そのように考えられる2つの理由を当該適用指針に照らして答えなさい。

5. 下線部Dに関して、以下の文章の空欄①～④に当てはまる語句を【語群】から選択しカタカナを答えなさい。

- ・簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数(①)人未満の企業をいうが、従業員数が(①)人以上の企業であっても(②)や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは(③)の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあつては制度ごとに判断する。
- ・従業員数は毎期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は(④)の従業員規模の予測を踏まえて決定する。

【語群】

ア：100	イ：300	ウ：500	エ：年齢
オ：事業	カ：売上高	キ：給与等	ク：退職給付債務
ケ：社会保険	コ：期末	サ：翌期	シ：一定期間

6. 下線部Eに関して、空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。なお、対象企業でリストラクチャリングにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果として、数理計算上の差異の費用処理年数を変更したものであり、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更に該当したものとする。

問2 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)について、以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

- ・退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る(ア)のように、(イ)の結果、その解消見込年度が長期にわたる(ア)は、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を(ウ)する効果を有する。

(設問)

1. 空欄(ア)～(ウ)に当てはまる語句を答えなさい。
2. 下線部「解消見込年度が長期にわたる(ア)」の取扱いに関して、当該適用指針における企業の分類が(分類2)と(分類3)に該当する企業における取扱いをそれぞれ説明しなさい。

問3 以下は、上場会社である株式会社A社(以下「A社」という。)の退職給付債務及び年金資産の状況である。[前提条件]に記載の内容を踏まえて各問いに答えなさい。なお、本問では問題の便宜上、金額に単位を付しておらず、一部の項目を黒丸(●)で塗りつぶしている。

[前提条件]

- (1) A社は、積立型の確定給付企業年金制度を採用している。なお、A社グループのうち、A社以外の会社には退職金規程がなく退職金の支払実績もないものとする。
- (2) A社の数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しており、X2年3月期以前から変更はない。なお、過去勤務費用は発生していない。
また、未認識数理計算上の差異については、税効果を認識のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。
- (3) X2年4月1日における退職給付債務は20,000、年金資産は17,000、割引率は1%、長期期待運用収益率は2%であり、期末の割引率に重要な変動は生じていない。また、X2年4月1日における未認識数理計算上の差異は1,500(不利差異)であり、全てX2年3月期に生じたものである。
- (4) 年金基金からの年金の支給額は1,500、A社からの掛金の拠出額は2,000であった。
- (5) 税効果は、問題に関係するその他の包括利益に関連するものだけを示している。
- (6) 繰延税金資産の回収可能性に問題はなく、法定実効税率は30%とする。
- (7) 下表(ワークシート)に用いる記号は次のとおりである。

S : 勤務費用	I : 利息費用
R : 期待運用収益	A : 数理計算上の差異の費用処理額
P : 年金又は退職金支払額	C : 掛金拠出額

	期首 X2/4/1		退職給付 費用		給付/掛金 支払額	予定 X3/3/31	数理計算 上の差異	実際 X3/3/31
退職給付債務	(20,000)	S	(1,000)	P	●●	(●●)	(●●)	(21,000)
		I	(●●)					
年金資産	17,000	R	●●	P	(●●)	●●	●●	18,200
				C	●●			
退職給付に係る負債（純額）	(3,000)		(●●)		●●	(●●)	(●●)	(2,800)
未認識数理計算上の差異 （税効果分）	1,500 (450)	A	(●●)			●● (●●)	●● (●●)	●● (●●)
退職給付に係る調整累計額	1,050		(●●)			●●	●●	●●

1. [前提条件]に基づいて、X3年3月期末における次の①及び②の計上額を答えなさい。
- ①確定給付制度に係る退職給付費用
②個別財務諸表の退職給付引当金
2. X3年3月期のA社における連結包括利益計算書関係の注記（抜粋）について、空欄③、④に当てはまる数字をそれぞれ答えなさい。なお、数字がマイナスとなる場合は△を数字の前に付すこと。

退職給付に係る調整額	
当期発生額	(③)
組替調整額	(④)
税効果調整前	△790
税効果額	237
退職給付に係る調整額	△553

問題2 コーポレートガバナンス【配点 15 点】

問1 会社法に基づき上場会社が選択することのできる会社機関設計の3類型を[語群]から3つ選びカタカナを答えなさい。

[語群]

ア：監査役設置会社	イ：監査役会設置会社	ウ：理事会設置会社
エ：評議員会設置会社	オ：監査委員会等設置会社	カ：監査等委員会設置会社
キ：指名委員会等設置会社		

問2 上場会社に対して三様監査といわれる3通りの監査が行われる。三様監査の担い手を3つ答えなさい。

問3

(1) グロース市場に上場している企業が遵守すべきコーポレートガバナンス・コードの基本構造はどれか。ア～ウから正しいものを1つ選びカタカナを答えなさい。

ア：原則 イ：基本原則 ウ：補充原則

(2) 上場会社を対象とするコードはどれか。ア、イから正しいものを1つ選びカタカナを答えなさい。

ア：コーポレートガバナンス・コード イ：スチュワードシップ・コード

(3) COSO フレームワークでは、次のどの項目を全ての項目の基盤となる項目として位置付けているか。ア～ウから正しいものを1つ選びカタカナを答えなさい。

ア：コーポレートガバナンス イ：リスクマネジメント ウ：内部統制

(4) 監査等委員会設置会社で設置されない機関をア～ウから1つ選びカタカナを答えなさい。

ア：取締役会 イ：監査役会 ウ：会計監査人

(5) 上場会社等に対する非保証業務の提供について、ア～ウから正しいものを1つ選びカタカナを答えなさい。

ア：上場会社等の監査人が監査対象企業グループに非保証業務を提供する場合、監査役等から「事前了解」を得なければならない。

イ：監査人は、監査役等に「非保証業務の内容及び範囲や報酬等の情報」を提供し、当該業務の提供により「独立性に対する阻害要因は生じない」等の結論を通知すれば、監査役等の事前了解を得る必要はない。

ウ：上場会社等の監査人は、監査対象会社に非保証業務を提供してはならない。

問4 コーポレートガバナンス・コード補充原則3-2②に従い、取締役会及び監査役等が、外部会計監査人に対して確保・確立すべきものを4つ答えなさい。

問題3 M&A 概論、財務デュー・ディリジェンス【配点 25 点】

問1 M&A 実務において一般的に用いられる次の①～⑤の略語の意味を[語群]から選択しカタカナで答えなさい。

- ① SPA
- ② IM
- ③ PMI
- ④ LOI
- ⑤ PPA

[語群]

ア：M&A の契約書において、取引の実行のために必要な一定の条件。
イ：対象会社の株式に関する売買契約の内容を記載する契約書。
ウ：買手が対象会社等の株主や経営陣に対して、自らの買収意思と希望条件を伝える書面。一般的に 買収目的、買収スキーム、価格、資金の調達方法、経営陣や従業員の処遇、スケジュール等を記載する。
エ：M&A 実行後、対象会社等を経営統合する際に業務等に支障が出ないように、統合阻害要因を事前に検証し、統合後にそれを反映したマネジメントを行うこと。
オ：売手が買手に対し、最終契約の締結日や譲渡日等において、対象会社に関する財務や法務等に関する一定の事項が、一時点において真実かつ正確であることを表明し、その内容を保証するもの。
カ：M&A 契約において、契約締結日からクロージング日の間そしてクロージング日以降に、各当事者が行うべき行為や、逆にしてはならない禁止事項を規定するもの。
キ：M&A 対象会社の概要を対象会社が特定されない程度に匿名でまとめたもの。
ク：企業結合会計基準上の手続として、M&A 等により取得した企業又は事業の取得原価について、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なものの企業結合日時点の時価を基礎として当該資産及び負債に対して配分するもの。
ケ：売手が買手に対して開示する売却予定の対象会社等の概要を記した資料。

問2 以下の語句の定義を答えなさい。

1. カーブアウト型 M&A
2. アーンアウト

問3 以下の[買収対象会社の財務数値]及び[買収対象会社のインタビュー回答事項]に基づき、買収対象会社の各期の調整前 EBITDA 及び調整後 EBITDA を分析して以下の間に答えなさい。なお、買収対象会社の回答に虚偽はなく、全て正しいものとする。

1. 買収対象会社の各期における調整前 EBITDA、調整項目①～③及び調整後 EBITDA の金額を答えなさい。調整項目がマイナスの場合は「△」を付し、調整が不要の場合は、「－」を記載すること。
2. 調整前 EBITDA 及び調整後 EBITDA の分析結果として、あなたがクライアント（買手企業）に強調して報告すべきと考えられる点を端的に答えなさい。

[買収対象会社の財務数値]

単位：億円	X1/3期	X2/3期	X3/3期
売上高	1,000	1,100	1,150
営業利益	100	110	115
減価償却費	15	10	10

[買収対象会社のインタビュー回答事項]

- 調整項目① 買収対象会社は、X3/3期の期首から製品Xの販売を停止した。製品Xの販売による EBITDA は、每期△30 億円であったと試算されている。
- 調整項目② X1/3期において、事業計画策定のためのコンサルティングフィー10 億円を支払い販売費及び一般管理費に計上しているが、一時的な費用とのことである。
- 調整項目③ 買収対象会社は非上場会社であるため、買手企業（上場会社）の連結決算に対応するため、本件実行後における経理人員の補強により人件費が毎期5 億円増加することが見込まれている。

問4 以下の[買収対象会社の簿価純資産]及び[買収対象会社のインタビュー回答事項]に基づき、買収対象会社の X3/3期の調整項目①～③及び調整後純資産の金額を答えなさい。調整項目がマイナスの場合は「△」を付し、調整が不要の場合は、「－」を記載すること。なお、買収対象会社の回答に虚偽はなく、全て正しいものとする。

[買収対象会社の簿価純資産]

簿価純資産 300 億円

[買収対象会社のインタビュー回答事項]

- 調整項目① 買収対象会社所有の本社ビル（土地・建物簿価合計 20 億円）について不動産鑑定評価を取得したところ、評価額は 25 億円であった。
- 調整項目② 従業員の退職金制度として退職一時金制度が採用されており、X3/3期末における自己都合要支給額は 10 億円と試算されているが、退職給付引当金は計上されていない。なお、退職給付引当金の要計上額の算定は、簡便法を前提としてよい。
- 調整項目③ 法務デュー・ディリジェンスの報告書によると、一部の残業代について未払いが生じている可能性が高く、X3/3期末における未払残業代の累積額は 5 億円とのことである。

問題4 グループ監査【配点 30 点】

監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（以下「監基報 600」という。）に関する以下の問いに答えなさい。

問1 下記は、監基報 600 の骨子に関する説明である。空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

1. (①) の概念が廃止されたこと。

グループ監査人が、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を決定することがより強調されている。

2. グループ監査人の (②) が強調されると共に、構成単位の監査人の (②) が明確化されたこと。

それぞれの構成単位についてそれぞれの構成単位の監査人が監査を計画して実施していくのではなく、あくまでグループ監査人がグループ財務諸表に対して (②) をもってリスク評価を行い、リスク対応手続を実施すべき構成単位を決定すべきである旨が強調された。

3. 構成単位の監査人を関与させる場合の (③) が明確化されたこと。

実務上は特に海外に所在する構成単位に対しては現地の構成単位の監査人を関与させることが多いこともあり、グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成から監査報告に至るまでの各所において、構成単位の監査人を関与させる場合の (③) を明確にしている。

問2 あなたは、監査法人甲に所属する公認会計士である。3月決算のP社の監査に関与しており、監査の計画段階において、主査から、監査の作業を実施する構成単位を決定するように指示を受けた。P社グループに関する情報は次のとおりである。

[定性情報]

P社グループでは、各社の自律性を重んじており、分散化した経営管理を行っているため、共通化された内部統制システムは存在していない。

会社	P社	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
機能	本社/ 製造	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売
事業	a～e 事業	a 事業	e 事業	d 事業	c 事業	d 事業	c 事業	b 事業
所在地	日本	日本	英国	米国	中国	香港	台湾	タイ
持分比率	—	100%	75%	100%	100%	100%	100%	80%
ITシステム	ERP α	達人 3	β pro	γ system	Ω 123	JET 7	DX ε	ζ pro
会計基準	日本基準	日本基準	IFRS	US GAAP	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
監査人	甲	甲	XYZ UK	Koh LLP	Koh China	HK Koh	Taiwan K	T partner

[定量情報]

科目	単純合算	P社	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
売上	3,030	500	800	400	200	200	300	350	280
・・・									
営業利益	460	80	140	10	50	30	40	60	50
・・・									
売掛金	675	80	170	80	60	70	70	75	70
棚卸資産	430	55	45	55	25	30	75	75	70
有形固定資産	145	80	10	5	10	10	10	10	10
無形固定資産	785	50	5	700	5	10	5	5	5
・・・									
買掛金	300	60	40	45	25	25	40	35	30
・・・									
負債・純資産	4,000	600	550	1,000	250	320	480	400	400

[リスク評価に関する情報]

構成単位に関連してグループ財務諸表におけるアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のある、事象や状況の内容は下記のとおりである。

<特別な検討を必要とするリスク>

A社 不適切な収益認識が行われるリスク

(※不正リスク、かつ、経営者による内部統制の無効化リスク)

B社 無形固定資産（販売権）の評価

(※B社の利益率が低下しており、減損リスクが高まっていることから「監査上の主要な検討事項」として識別されている)

<重要な虚偽表示リスクが高い領域>

B社 棚卸資産の評価

- (1) [リスク評価に関する情報]に基づき、監査の作業を実施する構成単位と勘定科目を決定しなさい。なお、[リスク評価に関する情報]に記載された情報以外に、監査の作業を実施する構成単位の決定にあたって考慮すべき事項はないと仮定する。
- (2) P社グループは、個別には重要ではないが集計するとグループ財務諸表にとって重要となる財務情報を有する多数の構成単位によって、グループが構成されている。このような場合に、グループ監査人が検討すべき対策について、監基報 600 A129 項、A130 項に基づき下記の空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

重要な取引種類、勘定残高又は注記事項が同質であり、共通化された内部統制の対象となっており、また、適切な情報にアクセスできる場合、これらに対して^(A) (①) にリスク対応手続を実施することによって十分かつ適切な監査証拠を入手できることがある。このリスク対応手続には^(B) (②) が含まれることもある。また、グループ財務諸表における重要な虚偽表示リスクに対応するために、^(C) (③) におけるリスク対応手続の実施が必要となることがある。

(3) (2) の下線 (A) ~ (C) のうち、P社グループの監査ではいずれが最も適切な対応と考えられるか、**[定性情報]**を踏まえて理由とともに答えなさい。なお、対応策は、(A) ~ (C) で解答すること。

(4) あなたは、B社の監査人である XYZ UK から監査結果の報告を受けた。下記は、その報告事項のうち、無形固定資産（販売権）の評価に関する手続の結果に係る報告である。

項目	XYZ UK からの報告
構成単位の監査人がグループ監査人に依頼された作業を実施したかどうか	販売権の評価の検討にあたり、B社が作成した IAS 第 36 号「資産の減損」に基づく減損テストのワークシートを手し、必要な監査手続を実施しました。 その結果、特に検出事項はありませんでした。

- あなたは、販売権の評価が「監査上の主要な検討事項」として識別されていることに鑑み、XYZ UK からの報告はグループ監査人の目的に照らして十分ではないと考えた。このような場合に、グループ監査人として検討すべきことを監基報 600 第 47 項に基づき答えなさい。
1. の対応を実施し、A社監査チームの監査責任者及び主査とも協議した結果、XYZ UK の作業が不十分であると判断したと仮定する。この場合において必要となる対応を監基報 600 第 48 項に基づき答えなさい。

問 3 下記は、構成単位の監査人を関与させる場合に、グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成に当たってグループ監査人が留意すべき事項に関する説明である。

監基報 600 第 23 項、第 24 項、第 26 項に基づき、空欄①～⑤に当てはまる適切な語句をそれぞれ漢字 2 文字で答えなさい。

構成単位の監査人を関与させる場合、グループ監査人は、グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成に当たって、グループ監査人が構成単位の監査人の作業に (①) かつ (②) に関与できるかどうかを評価しなければならない。また、グループ監査人は、構成単位の監査人が、構成単位において監査手続を実施するために割り当てられた十分な時間を含む、(③) 及び (②) な (④) を有しているかどうかを判断する必要がある。その他、当然ながらグループ監査人は、構成単位の監査人が、依頼された作業を実施するかどうかを含め、グループ監査人に (⑤) することを確認するように、構成単位の監査人に対して要請しなければならない。

- 問4 グループ財務諸表に対する監査報告書において、構成単位の監査人の利用に関して言及してはならず、グループ監査責任者は単独で監査意見に対して責任を負う。ただし、一定の状況では、監査報告書において構成単位の監査人の利用が言及されることがあるが、実務上このような対応がとられる状況として適切な場合を、以下の[選択肢]から2つ選び、カタカナを答えなさい。

[選択肢]

- ア：構成単位の財務情報について、十分かつ適切な監査証拠を入手できないことに起因して除外事項意見を表明する場合で、除外事項となった状況を十分に説明するために必要な場合。
- イ：グループ監査人の監査事務所又はネットワークに属さない構成単位の監査人が、特別な検討を要するリスクに対する監査手続を実施している場合。
- ウ：監査上の主要な検討事項に、構成単位の監査人が作業を実施している旨を記載する場合。
- エ：構成単位の監査人から報告を受けた事項のうち、利害関係者による財務諸表の理解に資すると判断した事項について十分に説明するために必要な場合。

- 問5 以下はグループ監査に関連する用語の説明である。空欄①～④に当てはまる適切な語句を答えなさい。

1. 連結グループの中にサブグループがある場合の連結財務諸表の作成方法について、実務上大きく以下の2パターンがある。
 - ・サブグループを構成するそれぞれの構成単位の財務諸表を別個に親会社の連結精算表に反映して連結する（俗に言う（ ① ））。
 - ・サブグループの単位で一旦連結財務諸表を作成し、当該単位の連結財務諸表を親会社の連結精算表に反映して連結する（俗に言う（ ② ））。

2. グループ監査の観点からは構成単位の重要性の基準値という概念はないが、構成単位の監査人が監査を実施するにあたって利用する基準値である（ ③ ）と、構成単位の財務情報において識別された虚偽表示についてグループ監査人とコミュニケーションを行う金額の基準値である（ ④ ）を通知する。

以 上